

令和 6 年 度

水 防 計 画

川 島 町

令和6年度水防計画目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	9
第 3 章	重要水防箇所	11
第 4 章	予報及び警報	12
第 5 章	水位等の観測、通報及び公表	27
第 6 章	気象予報等の情報収集	31
第 7 章	樋管等の操作及び措置	32
第 8 章	通信連絡	35
第 9 章	水防施設及び輸送	37
第 10 章	水防活動	40
第 11 章	水防信号、水防標識	48
第 12 章	協力及び応援	52
第 13 章	費用負担と公用負担	64
第 14 章	水防報告	67
第 15 章	水防訓練	68
第 16 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	69
第 17 章	水防協力団体	72
資料編		73

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体たる本町が法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本町の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水防予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理団体が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸によって（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(20) 事前行動計画（タイムライン）

台風による大規模水災害など、予測できる災害に対して、自治体や政府、交通機関、企業、住民などが災害発生前から発生後まで、あらかじめ時間ごとに相互に連携した予防対応・応急措置を明確にしておく防災行動計画のこと。いつ、誰が、どのように、何をするかを具体的に記述し計画をしておくことで、災害発生前から発生後まで、時間軸をベースとして自治体や政府、交通機関、企業、住民などが連携して災害に対応することができます。（巻末 1 参照）

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

- ⑧水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩洪水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑬水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（2）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6・7・8）

- ⑨予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑫警戒区域の設定（法第21条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑰避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑱水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑲水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑳水防協議会の設置（法第34条）
- ㉑水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉒水防協力団体の監督等（法第39条）
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉔水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉕消防事務との調整（法第50条）

（3）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（４）河川管理者の責任

①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（５）気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（６）居住者の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

（７）水防協力団体への義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（１）水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認める時は変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、埼玉県知事に届け出るものとする。

（２）水防協議会の設置

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第３４条に定めるもののほか、川島町水防協議会条例（昭和５０年６月２８日施行条例第２１号）で定めるとする。

（３）大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2.1 水防本部

- 1 川島町管内における水防業務を統轄するため本部を設置する。
- 2 川島町水防本部の事務局は、川島町総務課内に置く。
- 3 水防本部長は、川島町長とする。
- 4 副本部長は、川島町副町長及び川島町水防団長とする。
- 5 水防長は、総務課長とする。
- 6 各部各班の組織及び業務の分掌は地域防災計画のとおりとする。
- 7 災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2.2 水防団

法第6条の規定に基づく、川島町水防団は次の組織をもって構成する。

○ 団長 笹 岡 稔

○ 副団長 高 野 裕 幸

○ 副団長 間 下 裕 秋

令和6年4月1日 現在

分団	分団長	副分団長	部 長	班長	団 員	担当区域
団本部	-	-	新 井 洋 子	1	11	-
1	浅 見 輝 男	鈴 木 徹 也	吉 田 知 浩	2	15	中 山 地 区
2	小 谷 野 正 道	菅 間 俊 彦	猪 鼻 秀 明	2	17	伊 草 地 区
3	小 島 大 輔	矢 部 和 男	小 久 保 孝 幸	2	18	三 保 谷 地 区
4	黒 圖 諭 志	笠 井 貴 志	嶋 田 純 一	2	18	出 丸 地 区
5	深 谷 昌 克	沼 田 勝 利	染 矢 洋 文	2	17	八 ツ 保 地 区
6	横 田 晃 伸	鈴 木 孝 仁	町 田 茂 樹	2	17	小 見 野 地 区

2.3 川島町水防協議会の組織

法第 34 条の規定に基づく「川島町水防協議会条例」により設置する川島町水防協議会の委員の構成は、次のとおりとする。

任期 R6. 4. 1～R8. 3. 31

	選出母体	職 名	氏 名	備 考
会 長		町 長	飯 島 和 夫	
第 1 号委員	町の職員	副 町 長	石 島 一 久	
		教 育 長	関 口 敬 氏	
		政 策 推 進 課 長	藤 間 隆	
		総 務 課 長	内 野 修 一	
		健 康 福 祉 課 長	石 川 勉	
		農 政 産 業 課 長	江 間 裕 一	
		ま ち 整 備 課 長	小 久 保 聡	
		上 下 水 道 課 長	石 川 和 貴	
		教 育 総 務 課 長	田 中 宏	
第 2 号委員	水防団体の代表者	水 防 団 長	笹 岡 稔	
		水 防 団 副 団 長	高 野 裕 幸	
		水 防 団 副 団 長	間 下 裕 秋	
		第 1 分 団 長	浅 見 輝 男	
		第 2 分 団 長	小 谷 野 正 道	
		第 3 分 団 長	小 島 大 輔	
		第 4 分 団 長	黒 圖 諭 志	
		第 5 分 団 長	深 谷 昌 克	
		第 6 分 団 長	横 田 晃 伸	
第 3 号委員	知識経験者		利 根 川 淨	
			山 元 秀 一	
			小 高 尚 之	
			小 川 敏 晴	
			嶋 田 徹	
			神 田 勝 美	
第 4 号委員	土地改良区	副 理 事 長	安 田 照 男	

2.4 水防本部設置の基準

法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項による洪水予報、法第 16 条による水防警報又は法第 13 条による水位情報の通知を受けた時から洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置する。

第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料 1 のとおりである。また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料 2 のとおりである。

川島町管内における関係河川による重要な水防区域は資料 3 と付図(巻末)のとおりである。

第4章 予報及び警報

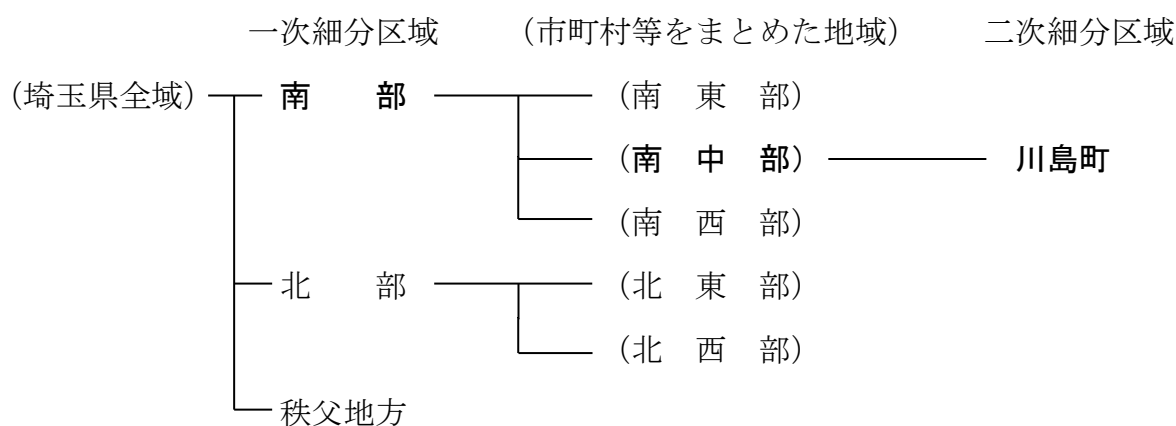
4.1 気象庁が行う予報及び警報

熊谷地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

(1) 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報、警報又は特別警報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として各市町村に細分して行われる。

町は、南部（一次細分区域）に該当するが、テレビやラジオなどでの放送の際、それぞれの放送メディアの特性によって、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でより分かりやすく伝えるため、複数の市町村をまとめた地域（市町村等をまとめた地域）の名称を用いて放送される場合がある。この場合、川島町は南中部に該当する。



(2) 種類及び発表基準

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する

注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

種 類			発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風雪注意報	平均風速が 11m/s 以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が 11m/s 以上で、主として強風による被害が予想される場合
			大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：9 土壌雨量指数基準：117
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 12 時間降雪の深さが 5 cm 以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 その基準は、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 実効湿度が 55% 以下、最小湿度が 25% 以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こることが予想される場合
			霜注意報	早霜、晩霜により、農作物等に著しい被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 早霜、晩霜期等に 4℃ 以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が -6℃ 以下になると予想される場合
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：安藤川流域＝4.4 新江川流域＝4.5 複合基準：安藤川流域＝(5,4) 新江川流域＝(8,4.5) 入間川流域＝(7,40.3) 荒川流域＝(7,49.3) ※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値 指定河川洪水予報による基準：越辺川・都幾川・高麗川【天神橋・野本】 入間川・小畔川【菅間】 荒川【熊谷】
		水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
		気 象 警 報	暴風警報	平均風速が 20m/s 以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報	平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
報			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：18

				土壌雨量指数基準：－
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが10 cm以上と予想される場合
		浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水警報	洪水警報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：安藤川流域＝5.5 新江川流域＝5.7 複合基準：安藤川流域＝（7,4.4） 新江川流域＝（8,5.7） ※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 指定河川洪水予報による基準：越辺川・都幾川・高麗川【入西・高坂橋・天神橋・野本】 入間川・小畔川【小ヶ谷・菅間】 荒川【熊谷】
	適合するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

種 類			発 表 基 準	
特 別 警 報	も の 一 般 の 利 用 に 適 合 す る	気 象 特 別 警 報	大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
			暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

② 浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

③ 注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報、警報又は特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

④ 注意報・警報・特別警報文の構成

- ・ 標題：発表する注意報・警報・特別警報の種類、及び発表地域名を示す。
 - ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
 - ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み 100 文字以内で示す。
 - ・ 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。
- ⑤ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

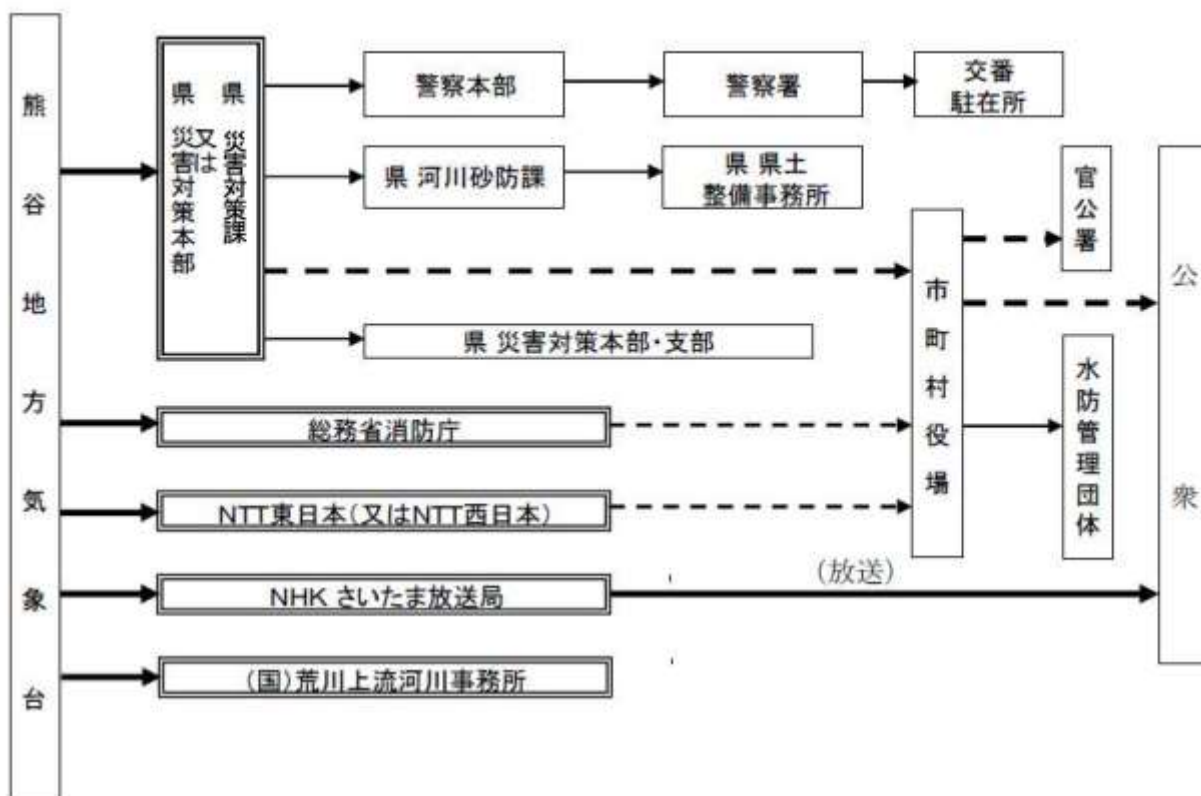
※1 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを雨量データから、「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。地表面を 5 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算します。

大雨によって発生する土砂災害（土石流・がけ崩れなど）は土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあります。土壌雨量指数は、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、各地気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の発表基準に使用しています。

※2 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。

大雨によって発生する洪水災害（河川の増水、はん濫など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、かつ、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければなりません。流域雨量指数は、これらを踏まえた新たな指標として、各地気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準に使用しています。

(3) 気象情報の伝達系統



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係市町村の長に通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国発表の洪水警報）
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（町域関係分）

① 荒川洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
荒川	左岸	深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	熊谷 (熊谷市榎町)	3.50	5.00	5.50
	右岸	寄居町大字赤浜字後古沢 218番地の18地先から海（旧川を除く）まで	治水橋 (さいたま市 西区飯田新田)	7.50	12.80	13.30

② 入間川流域洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
入間川	左岸	川越市大字的場字飛桶下 1563 番の 1 地先から荒川への合流点まで	菅間 (川越市鹿飼)	8.00	11.50	12.00
	右岸	川越市大字池辺字権現脇 臺 1057 番の 2 地先から荒川への合流点まで	小ヶ谷 (川越市小ヶ谷)	2.50	2.90	3.30
越辺川	左岸	鳩山町大字赤沼字天神下 57 番の 2 地先から入間川への合流点まで	入西 (坂戸市沢木)	3.00	3.00	3.20
			高坂橋 (坂戸市片柳)	3.50	4.10	4.60
	右岸	毛呂山町大字苦林字清水 346 番地地先から入間川への合流点まで	天神橋 (坂戸市大字赤尾)	2.10	2.50	2.90
都幾川	左岸	東松山市大字石橋字川原山 2 番の 1 地先から越辺川への合流点まで	野本 (東松山市下押垂)	3.50	4.50	5.00
	右岸	東松山市大字下唐子字榎町 83 番の 3 地先から越辺川への合流点まで				
高麗川	左岸	坂戸市大字森戸字市前 1163 番地先から越辺川への合流点まで	坂戸 (坂戸市上吉田)	1.50	2.80	3.40
	右岸	坂戸市大字森戸字赤城 847 番地先から越辺川への合流点まで				
小畔川	左岸	川越市大字吉田字下河原添 608 番の 2 地先から東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	八幡橋 (川越市名細)	3.50	3.60	4.20
	右岸	川越市大字吉田字下河原添 608 番の 2 地先から東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで				

③ 洪水予報の担当官署

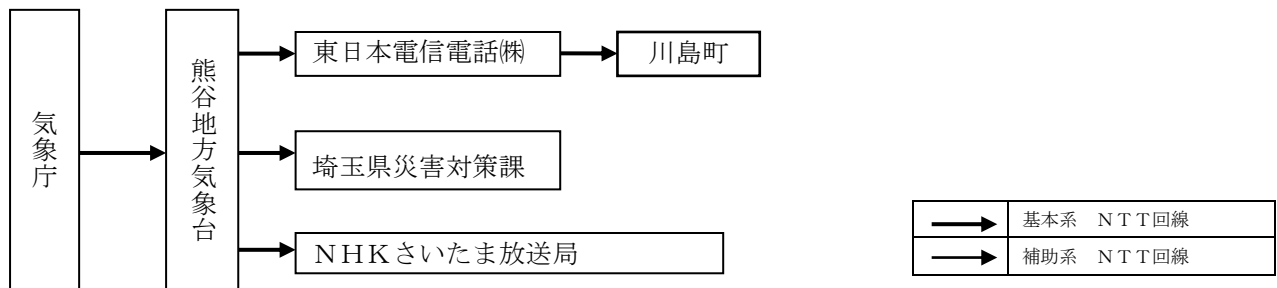
予報区域名	担当官署
荒川	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
入間川・小畔川	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台
越辺川・都幾川・高麗川	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台

④ 洪水予報の発表形式

発表形式は様式（様-1～様-51）のとおり

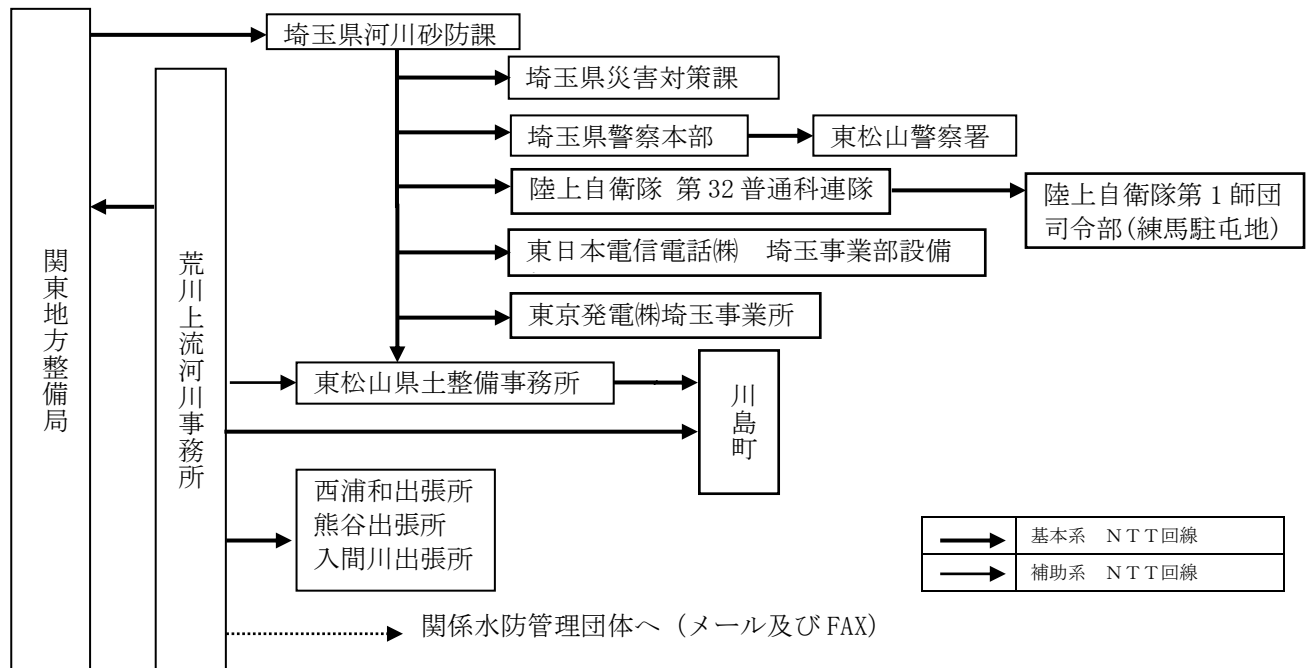
⑤ 洪水予報の伝達経路及び手段

ア 気象庁からの伝達

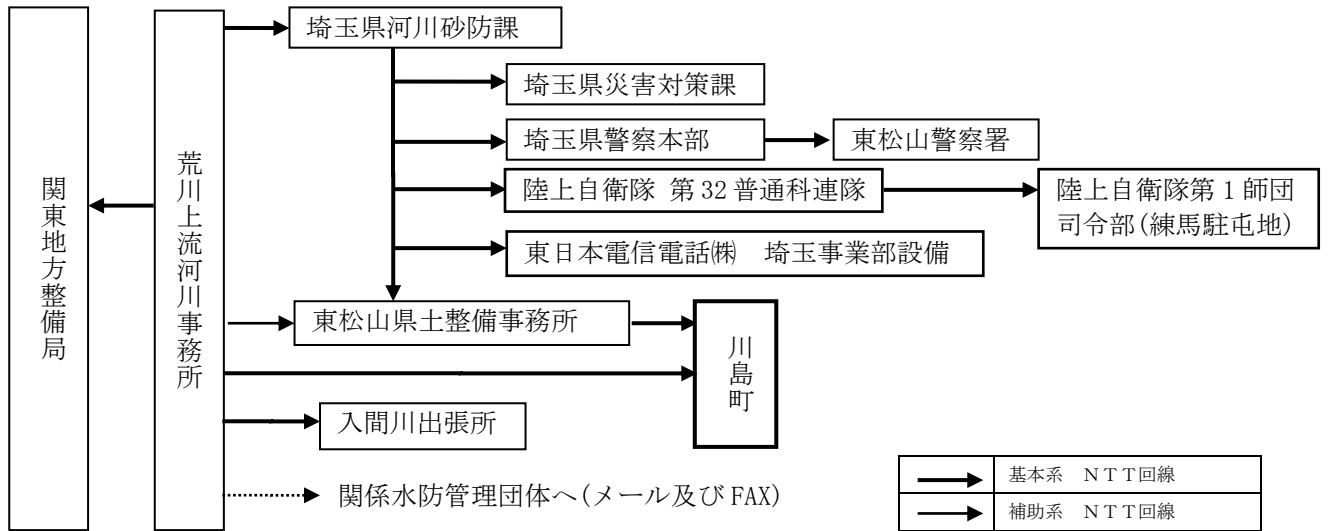


イ 国土交通省からの伝達

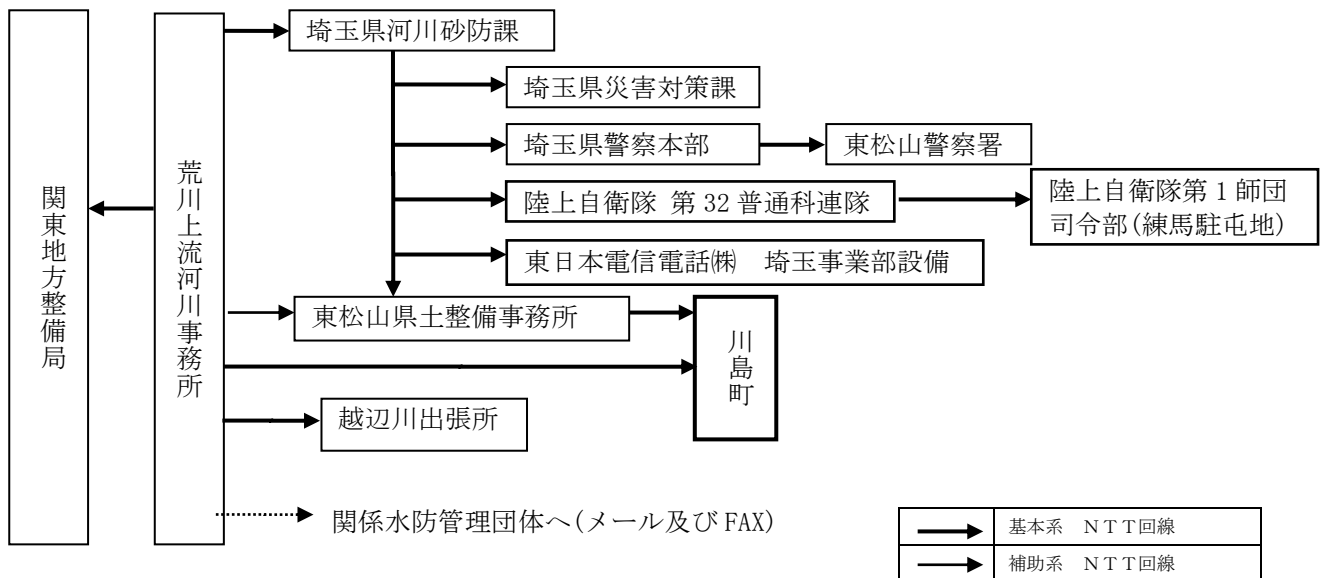
・荒川（町域関係分）



・入間川・小畔川（町域関係分）



・越辺川・都幾川・高麗川（町域関係分）



4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知（町域関係分）

①水位周知の基準となる水位等

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
市野川	左岸	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東部（荒川合流点）まで	慈雲寺橋（吉見町江綱）	15.30	16.50	16.92	17.90
	右岸	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東大塚（荒川合流点）まで					

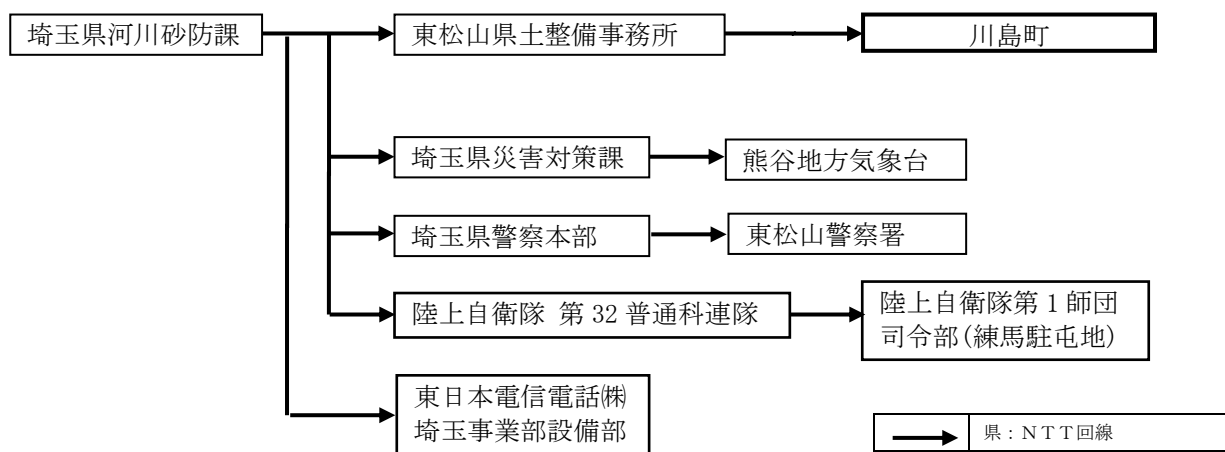
② 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
市野川	慈雲寺橋	埼玉県県土整備部河川砂防課

③ 水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は様式(様-52～様-53) のとおり

④ 水位到達情報の伝達経路及び手段(町域関係分)



4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.4.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報が発表する。

(2) 国土交通省の行う水防警報（町域関係分）

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
荒川	熊谷	深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地 先から上尾市大字平方横町 434 番 1 地先まで	寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から川越市大字中 老袋字田島 289 番 1 地先まで	荒川上流 河川事務所
	治水橋	上尾市大字平方横町 433 番 5 地 先から戸田市大字早瀬 1 丁目 4335 番まで	川越市大字中老袋字田島 301 番 1 地先から東京都板橋区三 園町 2 丁目まで	
入間川	小ヶ谷	川越市大字的場字飛樋下 1563 番 1 地先から川島町大字角泉 字亀尾 388 番 1 地先まで	川越市大字池辺字権現脇 臺 1057 番 2 地先から川越市大字府 川字高畑 1112 番 8 地先まで	
	菅間	川島町大字角泉字亀尾 388 番 1 地先から幹川合流点まで	川越市大字府川字高畑 1112 番 10 地先から幹川合流点まで	
越辺川	入西	比企郡鳩山町大字赤沼天神下 57 番の 2 地先から 高麗川合流点まで	入間郡毛呂山町大字苦林字清 水 346 番地先から 高麗川合流点まで	
	高坂橋	高麗川合流点から都幾川合流 点まで	高麗川合流点から都幾川合流 点まで	
	天神橋	都幾川合流点から入間川合流 点まで	都幾川合流点から入間川合流 点まで	
都幾川	野本	東松山市大字石橋字川原山 2 番 1 地先から越辺川合流点ま で	東松山市大字下唐子字榎町 83 番 3 地先から越辺川合流点ま で	

②水防警報の対象となる基準水位観測所

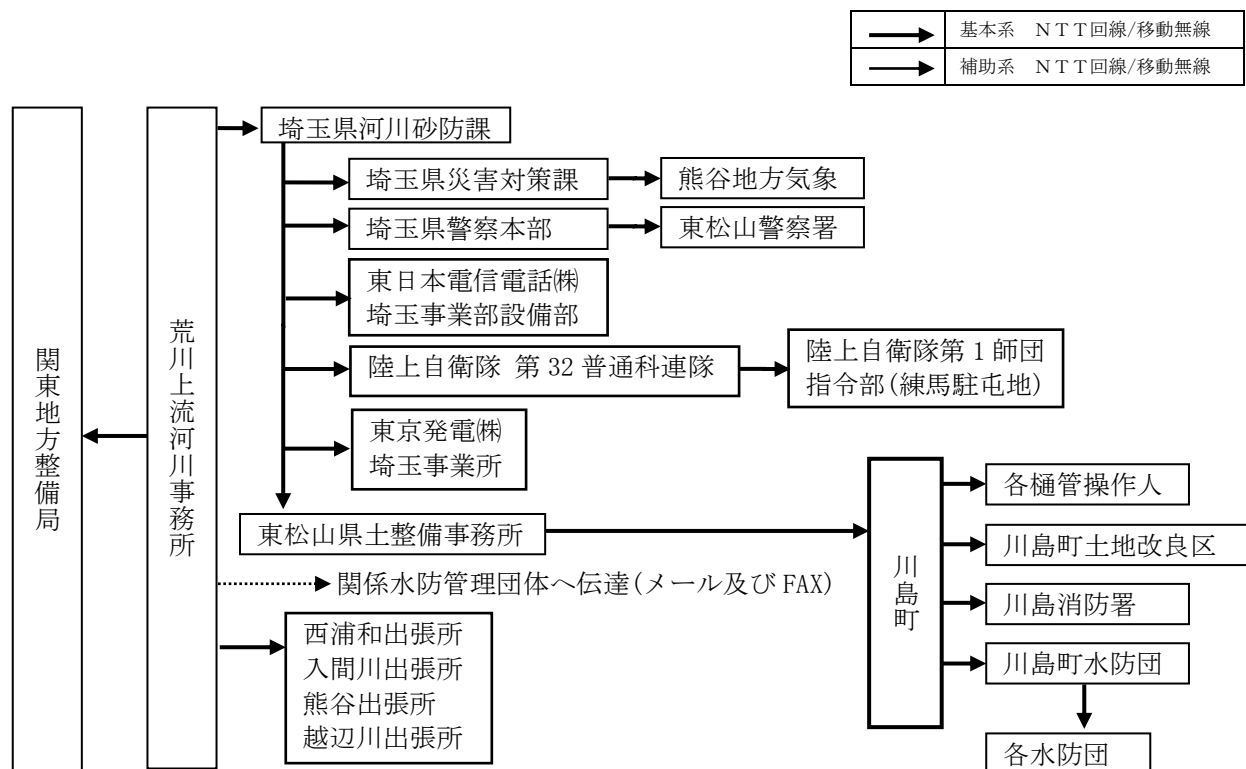
単位：m

河川名	基準水 位観測 所	地先名	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 高水位
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.51
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新 田	7.00	7.50	12.80	13.30	14.59
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	2.90	3.30	5.00
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.50	12.00	12.64
越辺川	入西	坂戸市大字沢木	2.00	3.00	3.00	3.20	3.99
	高坂橋	坂戸市片柳	3.00	3.50	4.10	4.60	4.87
	天神橋	坂戸市赤尾	1.50	2.10	2.50	2.90	3.67
都幾川	野本	東松山市大字下押垂	2.00	3.50	4.50	5.00	5.84

③水防警報の発表形式

発表形式は様式（様-54～様-57）のとおり

④水防警報の伝達経路及び手段



(3) 県が行う水防警報（町域関係分）

①河川名及びその区域

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
市野川	慈雲寺橋	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東部（荒川合流点）まで	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東大塚（荒川合流点）まで	県土整備部 河川砂防課

②水防警報の発令基準

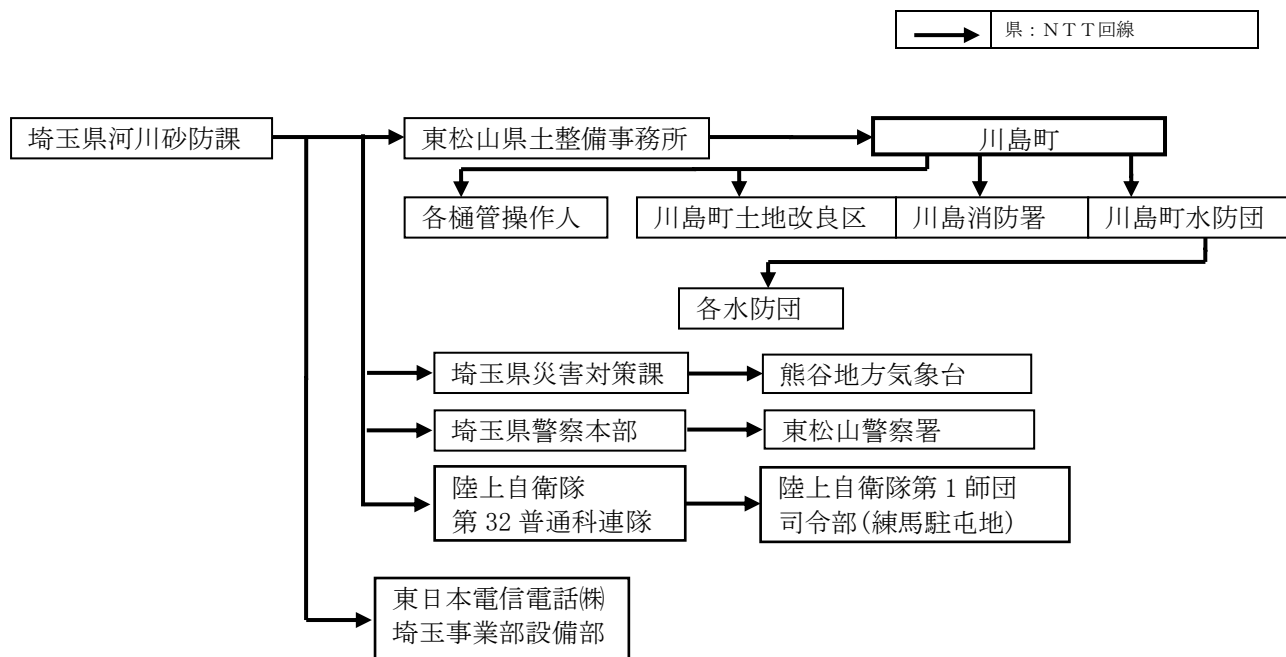
単位：m

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団待機 水位	氾濫注意水 位	避難判断 水位	氾濫危険水 位
市野川	慈雲寺橋	吉見町江綱	15.30	16.50	16.92	17.90

③水防警報の発表形式

発表形式は様式（様-54～様-57）のとおり

④水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

町内及び町が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が2箇所ある。また、国土交通省水位観測所が13箇所ある。

河川名	観測所名称	観測所所在地	所管事務所	備考
荒川	熊谷	熊谷市榎町	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
荒川	治水橋	さいたま市西区飯田新田	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
荒川	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
入間川	菅間	川越市鹿飼	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
入間川	小ヶ谷	川越市小ヶ谷	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
越辺川	入西	坂戸市沢木	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
越辺川	高坂橋	坂戸市片柳	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
越辺川	天神橋	坂戸市赤尾	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
越辺川	越辺川落合橋	川島町下伊草	荒川上流河川事務所	
都幾川	野本	東松山市下押垂	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
高麗川	坂戸	坂戸市上吉田	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
小畔川	八幡橋	川越市名細	荒川上流河川事務所	基準水位観測所
市野川	慈雲寺橋	吉見町江綱	東松山県土整備事務所	基準水位観測所
市野川	松永橋	川島町松永	東松山県土整備事務所	
市野川	小見野	川島町松永	荒川上流河川事務所	

(2) 水位の通報

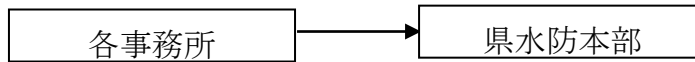
各県土整備事務所長及び総合治水事務所長は、管内観測所の水位の情報を直ちに県水防本部に通報し、県水防本部は前項の通報を関係ある各県土整備事務所長及び総合治水事務所長に通報するものとする。

埼玉県統一水防システム（川の防災情報）により水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障

害が発生した場合は、通報するものとする。

(3) 通報系統

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。



(4) 水位の公表

県水防本部は、次の方法で水位状況を公表するものとする。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/mainMap.html>)

スマートフォン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/sp/top.html>)

(5) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が 98 箇所（うち、ダム 4 箇所）ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が 32 箇所、気象庁管理の雨量観測所が 14 箇所ある。

(2) 雨量の通報

各県土整備事務所長及び総合治水事務所長は、管内観測所からの水位の情報を直ちに県水防本部に通報し、県水防本部はその情報を関係ある各県土整備事務所長及び総合治水事務所長に通報するものとする。

埼玉県統一水防システム（川の防災情報）により水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(3) WEB雨量計 (川島町)

川島町役場庁舎屋上に設置。降雨時、雨量を職員のパソコンにより確認ができる。

(4) 雨量の公表

県水防本部は、次の方法で雨量状況を公表するものとする。

川の防災情報 (国土交通省)

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

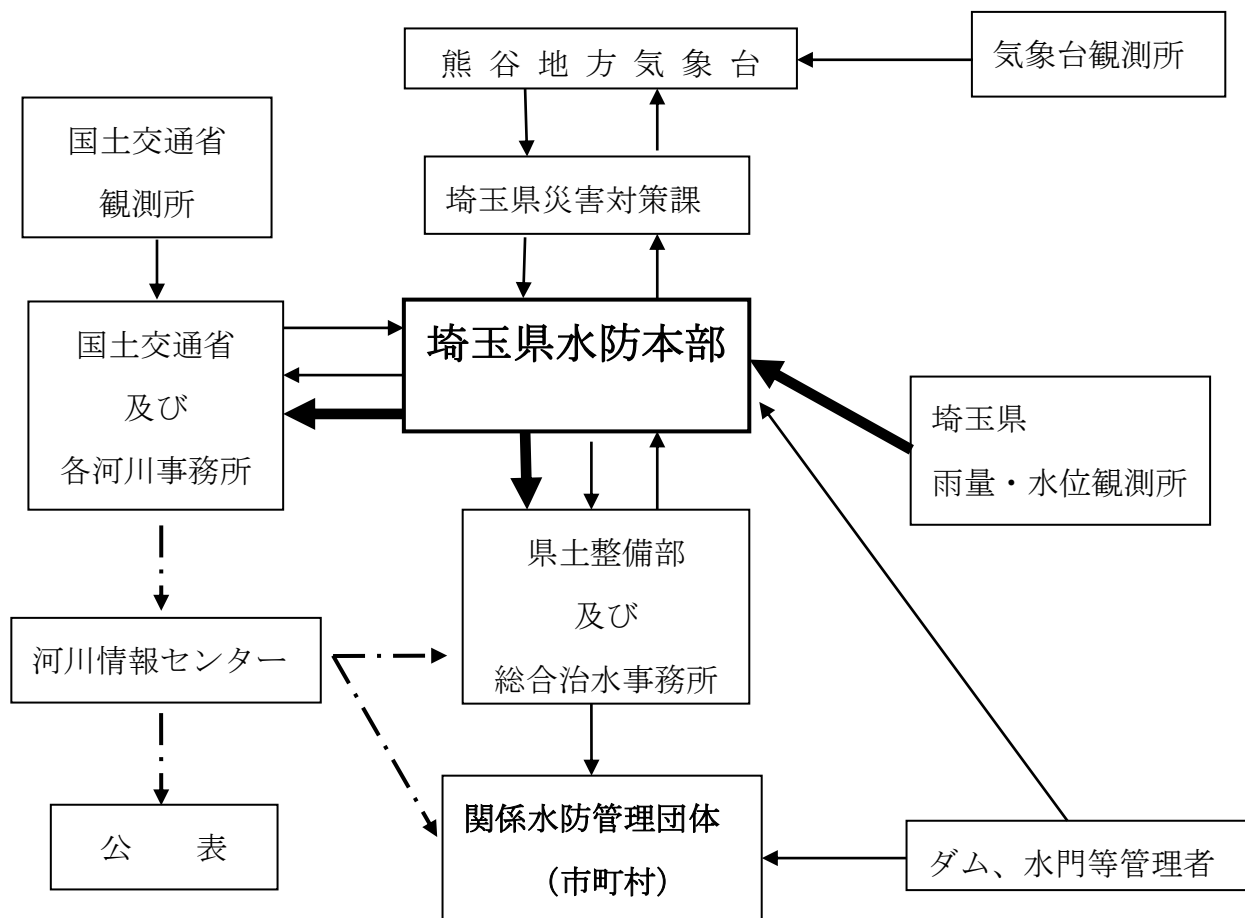
(5) 埼玉県版川の防災情報 (埼玉県)

パソコン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/mainMap.html>)

スマートフォン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/sp/top.html>)

5.3 水位等の通報系統図

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。



【 凡 例 】

—— メール等による伝達

埼玉県統一水防情報システム（川の防災情報）

一・一・ H P「川の防災情報」(統一河川情報システム)補助的伝達系統

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 (<http://www.jma.go.jp/>)

熊谷地方気象台 (<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>)

埼玉県防災情報メール（登録型メールサービス）

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html>)

(2) 雨量・河川水位

国土交通省（川の防災情報）

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

防災情報提供センター (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)

荒川上流河川事務所 (<http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/>)

埼玉県（埼玉県版 川の防災情報）

パソコン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/mainMap.html>)

スマートフォン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/sp/top.html>)

埼玉県 川の防災情報メール（登録型メールサービス）

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kawanobousaime-ru.html>)

第7章 樋管等の操作及び措置

7.1 樋管の操作

主として、農業用水導入の目的で設置されている樋管は、他面、内水調整、特に洪水時においては重要な機能を果たしており、災害時におけるこの操作ミスは、被害を誘発・拡大することは容易に想像される。そこで、樋管の完全な管理と適切な操作を果たし得るよう、万全の措置を講ずるものとする。

7.2 常時監視

水防管理者は、樋管のもつ機能を十分に果たし得るよう監視させるとともに、機械器具の点検整備を行わせるものとする。

7.3 樋管の点検整備事項

- 本体の劣化・亀裂・剥離・継ぎ目の状況
- ゲートの変形・腐蝕・破損
- ゲートの開閉具合
- 開閉用原動機の作動状況
- 減速機の異常
- 上下流の取付部及び護岸河床の変化
- 観測施設の異常

7.4 監視員及び操作の基準

常時監視員及び操作の基準は、次のとおりとする。

施設名称	河川名 位置	管理者 操作受託	監視員	操作基準
赤城樋管	荒川右岸 大字出丸下郷	国土交通大臣 川島町長	神立 和雄	熊谷水位が3.5m以上で荒川から逆流が始まったとき全閉する
神明用水	荒川右岸 大字三保谷	川島町土地改 良区理事長	川島町土地改良 区理事長	荒川から逆流が始まったとき全閉する

横塚樋管	入間川左岸 大字出丸中郷	国土交通大臣 川島町長	吉田 俊夫	樋管川表水位が1.5m以上で、入間川から逆流が始まったときに全閉する
高木樋管	入間川左岸 大字出丸中郷	国土交通大臣 川島町長	小林 俊雄 谷島 優	樋管川表水位が1.5m以上で、入間川から逆流が始まったときに全閉する
浅間樋管	入間川左岸 大字曲師	国土交通大臣 川島町長	高橋 芳夫 谷島 茂	樋管川表水位が2.0m以上で、入間川から逆流が始まったときに全閉する
川島 排水機場	入間川左岸 大字曲師	国土交通大臣	荒川上流 河川事務所長	川表水位がA. P. +9.1m以上で入間川から安藤川に逆流が始まったとき 運転は川裏水位10.5m以上の時
出丸樋管	入間川左岸 大字上伊草	川島町土地改良区理事長	川島町土地改良区理事長	洪水時には直ちに全閉する
中山樋管	越辺川左岸 大字吹塚	川島町土地改良区理事長	川島町土地改良区理事長	洪水時には直ちに全閉する
山王樋管	長楽用水 大字戸守	川島町長	山王用水組合代表	内外水位差による
正直樋管	新江川右岸 大字正直	川島町長	正直区長	内外水位差による
京塚樋管	長楽用水 大字戸守	川島町長	北戸守区長	水位状況判断による
長楽樋管	都幾川左岸 大字長楽	川島町土地改良区理事長	川島町土地改良区理事長	洪水時には直ちに全閉する
鳥羽井 排水樋管	市野川左岸 大字鳥羽井	川島町土地改良区理事長	川島町土地改良区理事長	洪水時外水位と内水位が一致したとき 全閉する
東第2 排水樋管	市野川左岸 大字加胡	東第2土地改良区理事長	東第2土地改良区理事長	内外水位差による
梅ノ木 樋管	市野川右岸 東松山市 大字古凍	東松山市長	古凍水田耕作管理組合長	外水位がA. P. +13.534m以上で、市野川から逆流が始まったときに全閉する

7.5 非常時の措置

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項による洪水予報、法第16条による水防警報又は、法第13条による水位情報の通知を受けたとき、監視員は水位の状況を常に監視し、適切な樋管の操作を行うものとする。集中豪雨、その他突発的事態により監視員独自で操作することが困難な場合は、水防管理者又は水防団長が町内に居住する者に操作の協力を求めるものとする。

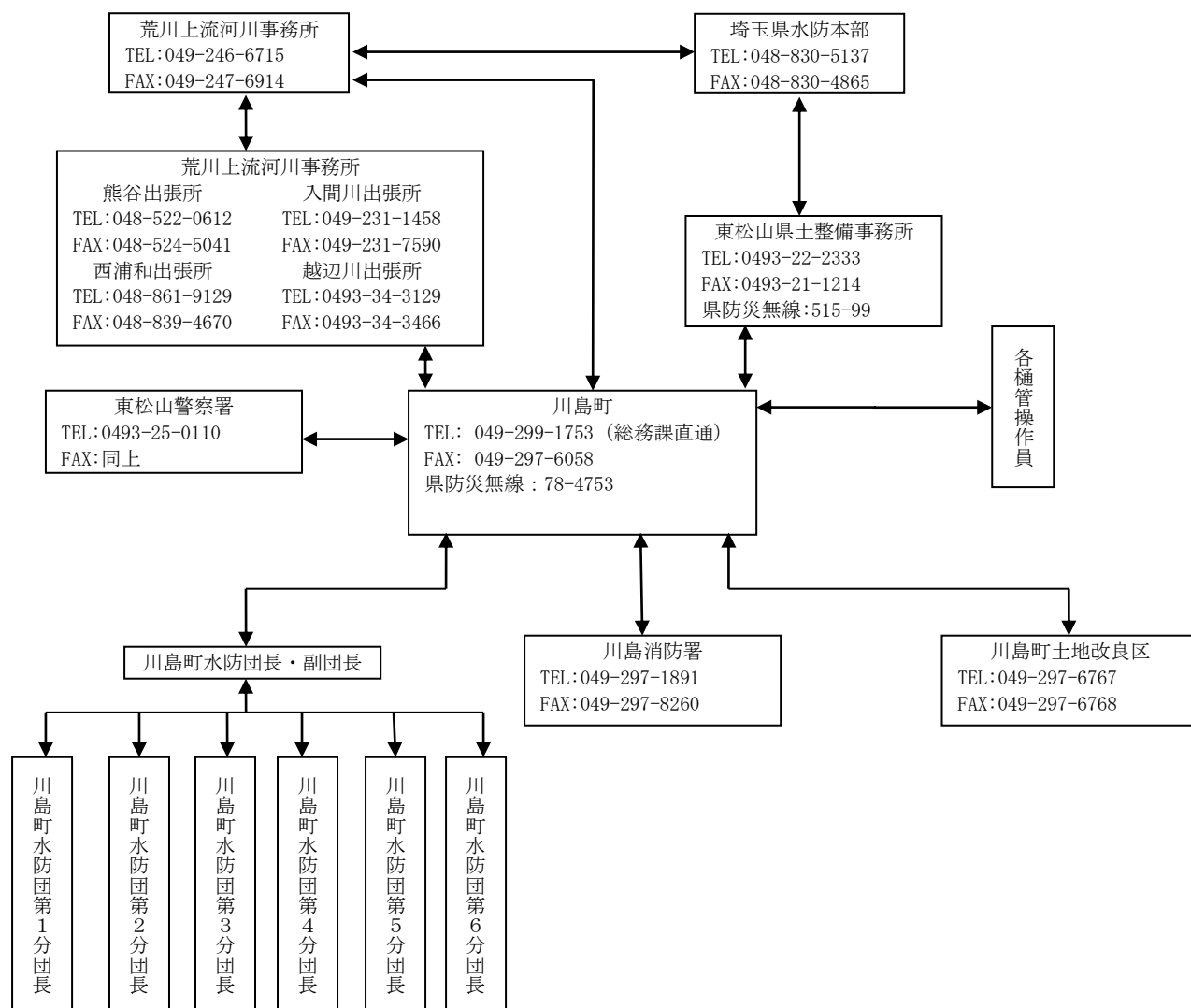
7.6 通報系統

第8章8.1通信連絡系統に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話

回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 通信施設

水防時における通信施設は、以下のものを使用する。

- N T T 電話回線
- 防災行政無線
- 警察通信施設
- サイレン・警鐘（吹鳴方法は第 11 章 11.1 参照）

※上記施設による通信が不可能な場合は伝令等により通信を確保するものとする。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

①町はおおむね堤防延長2kmに対し1棟の割合で水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次表に示す資器材を備蓄するように努めなければならない。水防の万全を期するため、町の水防倉庫及び備蓄資材等は整備基準に基づき整備するものとする。

資材	鋸	掛矢	スコップ シャベル	照明具	斧	鎌	竹	土のう袋	ロープ (縄)	シート (むしろ)	木材	予備土のう
数量	4	10	30	3	5	10	本 15	枚 600	kg 200	枚 100	m ³ 4	若干

②町は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

③町は、町及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省荒川上流河川事務所長又は東松山県土整備事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

④町内の水防倉庫及び備蓄資器材は、39ページのとおりである。

9.2 水防屯所

水防管理者は、法第 10 条の規定による洪水予報又は、法第 16 条の規定による水防警報の通知を受け、かつ引き続き洪水のおそれがあると認めたときは、次のとおり水防屯所を設置し、水防活動態勢の万全を期するものとする。

地 区	屯 所 名	所 在 地	責 任 者	出動人員	担 当 区 域
中 山	第 1 分団車庫	吹塚 737-1	浅見 輝男	15 人	中 山 地 区
伊 草	第 2 分団車庫	伊草 184	小谷野正道	17 人	伊 草 地 区
三 保 谷	第 3 分団車庫	白井沼 880	小島 大輔	18 人	三保谷地区
出 丸	第 4 分団車庫	上大屋敷 144-1	黒 圖 諭志	18 人	出 丸 地 区
八 ツ 保	第 5 分団車庫	畑中 344-1	深谷 昌克	17 人	八ツ保地区
小 見 野	第 6 分団車庫	下小見野 277-1	横田 晃伸	17 人	小見野地区

9.3 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するために、町内の重要水防区域において、あらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して東松山県土整備事務所に提出しておくものとする。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

町の水防用資材一覧

	鋸	掛矢	シャベル	照明具	斧・なた	鎌	土のう袋	縄・巻	ビニールシート	木材	鉄線	鉄ハンマー	予備土のう	折りたたみ式アルミポート	ゴムポート	ライフジャケット	浮輪	浮ロープ	安全帯	鉄杭	倉庫No.
水防倉庫	長楽倉庫	5	9	25	3	7	13	1,400	2	100	150	50	150	150		4			5	10	7
	上伊草倉庫	4	10	30	3	6	13	1,400	2	100	48	50	50	50					3	30	6
	伊草倉庫	3	10	28	3	6	9	1,500	3	90	180	50	300			5				29	5
	釘無倉庫	3	9	33	3	4	16	1,600	7	100	230	50	2	180	1					40	4
	曲師倉庫	3	8	30	3	6	13	1,000	4	100	50	80	0	0							1
	大屋敷倉庫	4	10	30	2	6	13	500	3	116	120	50	0	0					5	40	3
	神明倉庫	4	11	30	2	6	13	4,800	1	104	120	50	100			10			6	57	2
	梅ノ木倉庫	4	10	30	3	6	13	1,400	3	100	40	1	180						5	30	9
	鳥羽井倉庫	4	10	32	3	6	12	8,800	2	100	110	50	200						4	21	8
	小見野倉庫	4	10	30	2	6	14	1,400	3	100	40	50	1	180					5	30	10
	小計	38	97	298	27	59	129	23,800	30	1,010	1,088	480	4	1,340	1	19			33	287	
	中山車庫	3	11	33	3	6	6			17						13	1	1	1		
団車庫	伊草車庫	3	10	30	2	5	4		1	30		10				15	2	1	4		
	三保谷車庫	5	11	28	2	6	4		1	5						20	2	1	2	6	
	出丸車庫	5	10	30		3	7	144	1	6						20	2	1			
	八ツ保車庫	5	10	30	2	5	5			20						30	2	1			
	小見野車庫	5	10	30	2	6	10	700		30		50				30	2	1			
	小計	26	62	181	11	31	36	844	3	108	0	60	1	0	0	128	11	6	7	6	
	合計	64	159	479	38	90	165	24,644	33	1,118	1,088	540	5	1,340	1	147	11	6	40	293	

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

①水防非常配備の種類

ア 準備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制を取る。

イ 警戒体制

水防関係部署職員の責任者を招集し、水防活動の必要な事態が発生すれば、関係職員の動員が即時可能な体制を取る。

ウ 非常体制

各課局室職員の全員を動員し、水防団と協力して出水状況等の調査及び応急対策を実施する水防体制を取る。

②発令・解除基準

ア 準備体制

発令 1. 気象業務法第 14 条の 2 に基づく水防活動用予警報で大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表され、水防長が必要と認めたとき。

2. 警戒体制を解除したとき。

解除 1. 気象業務法第 14 条の 2 に基づく水防活動用予警報が解除されたとき。

2. 水防長が水防体制を取る必要がなくなったと認めたとき。

3. 準備体制から警戒体制に移行したとき。

イ 警戒体制

発令 1. 気象業務法第 14 条の 2 に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、水防長が必要と認めたとき。

2. 法第 10 条、第 11 条に基づく洪水予・警報のうち、荒川について氾

濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表され、水防長が必要と認めたとき。

3. 法第 16 条により指定された河川の水防警報が発表され、水防長が必要と認めたとき。

4. 緊急体制を解除したとき。

解除 1. 気象業務法第 14 条の 2 による大雨警報、洪水警報のすべてが解除され、水防長が警戒体制を取る必要がないと認めたとき。

2. 法第 10 条、第 11 条に基づく洪水予・警報のうち、荒川について氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が解除され、水防長が警戒体制を取る必要がないと認めたとき。

3. 法第 16 条により指定された河川の水防警報が解除され、水防長が警戒体制を取る必要がないと認めたとき。

4. 警戒体制から非常体制に移行したとき。

ウ 非常体制

発令 1. 管内広範囲にわたり、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に完璧な水防体制を取るとき。

解除 2. 被害が拡大するおそれがなく、水防本部長（災害対策本部長）が非常体制を取る必要がなくなったと認めたとき。

③本部員の注意事項

ア 水防本部員は、勤務時間外であっても常に気象状況に留意し、非常配備体制に切り替えることが予測されるときは、自主的に出勤しなければならない。

イ 配備指令が発令後は、出来る限り外出を避け、待機しなければならない。

ウ 非常勤務者は、交替者と引継を完了するまではその勤務場所を離れてはならない。

エ 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

オ 執務時間外における関係職員連絡のため、連絡箇所氏名を総務課に備えておくものとする。

(2) 水防団の非常配備

①水防団の管轄地域等

各水防団の管轄地域は、第2章水防組織 2.2 水防団のとおりである。 ②水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態に置く
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	水防団の団長及び分団長は所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
指示	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、以下のとおり分担者を定め、定期的に区域内の水防上特に重要な箇所を巡回させ、危険であると認められる箇所を発見した場合は、国土交通省の管理区域にあつては荒川上流河川事務所、埼玉県管理区域にあつては東松山県土整備事務所に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

地区名	河川名	監 視 員		監 視 区 域	延 長	管理機関
		正	副			
中 山	都幾川 越辺川	道祖土彰彦	丸 山 昌 幸	長楽用水樋管から出丸用水取水口までの堤防樋管	4,500m	国土交通省
伊 草	越辺川	牛 村 克 彦	鈴 木 弘 之	出丸用水取水口から角泉までの堤防樋管	4,200m	国土交通省
三保谷	越辺川 入間川	原 田 龍 一	小 島 秀 文	角泉から浅間樋管までの堤防樋管	1,700m	国土交通省
出 丸	荒 川 入間川	卯 月 隆 昭	山 田 一 志	浅間樋管から出丸下郷までの堤防樋管	5,700m	国土交通省

八ツ保	荒 川	秋 谷 重 徳	鈴 木 孝	神明用水取水口から出 丸下郷までの堤防	2,600m	国土交通省
小見野	市野川	岡 部 直 樹	新 井 諭	梅ノ木樋管から神明用 水及び台山排水から芝 沼地内	5,800m	埼 玉 県

(2) 出水時

水防管理者等は、水防のため出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他の重要な箇所を中心として巡視するものとする。特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに国土交通省荒川上流河川事務所及び東松山県土整備事務所に状況を報告するとともに、水防作業を開始する措置を講ずるものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常事態を大別してそれに適する工法の説明は、資料4のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.5 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は水防のため、必要がある時はその区域に居住する者又は水防の現場にいる者を水防作業に従事させることが出来る。（法第24条）

10.6 避難のための立退き

- ①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、東松山警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を東松山県土整備事務所に速やかに報告するものとする。
- ③大雨や台風は、地震災害とは異なり、気象情報などにより、洪水災害の危険性がある程度予測できるため雨量や河川水位の状況などから適切な時期に避難を呼びかける必要がある。

しかし、町は町内全域が浸水想定区域にあるため、人命を最優先に、まずは、早めに町外の浸水のおそれのない親戚や知人宅へ自主避難を呼びかけるものとする。

親戚等は自主避難できない方は、洪水時における施設等の協力提供先などの町外の広域避難を原則とするが、町外への広域避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合の立退き予定地は、川島町地域防災計画にある避難所のうち、国土交通省の示した荒川水系荒川及び入間川流域浸水想定で使用可能階が残存

する町内の避難所とし、避難経路は各地区から主要道路を経て行くものとする。
避難所以外の立退き予定地は、水防管理者の指示のもと必要に応じた広域避難場所を立退き先とする。

※資料（巻末のタイムラインの住民等の欄、次の①から③を追加する）

①自主避難：町外の高い場所や、親戚、知人宅等

②自主広域避難：自家用車等で広域避難開始

③広域避難：避難所から広域避難場所へ避難

各避難施設における浸水深と使用可能階

施設名	最大浸水深	2 階高さ	使用可否	3 階高さ	使用可否	備 考
中山小学校	2.9m	4.2m	○	7.8m	○	
伊草小学校	4.5m	4.2m	×	8.0m	○	
つばさ南小学校	5.7m	4.0m	×	—	—	
旧出丸小学校	5.3m	4.2m	×	7.9m	○	
つばさ北小学校	4.5m	4.4m	×	—	—	
旧小見野小学校	4.4m	4.0m	×	—	—	
川島中学校	5.7m	4.6m	×	8.4m	○	
西中学校	4.1m	4.6m	○	8.4m	○	
町民体育館	5.5m	4.5m	×	—	—	
町民会館	5.5m	4.2m	×	—	—	
コミュニティセンター	5.5m	4.5m	×	—	—	
武道館	5.5m	6.8m	○	—	—	
役場	4.1m	4.1m	○	—	—	

※建物の高さは、平成 27 年度の測量データを使用。役場は、かさ上げ後の高さを使用。

※最大浸水深は、荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定(想定最大規模)の浸水深を使用。

(出典：国土交通省荒川上流河川事務所)

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、国土交通省荒川上流河川事務所、東松山県土整備事務所及び隣接市町村に通報するものとする。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

(1) 非常配備の解除

町は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、東松山県土整備事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水防信号、水防標識

11.1 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、水防に関する規則（昭和25年2月7日埼玉県規則第4号）第4条により次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

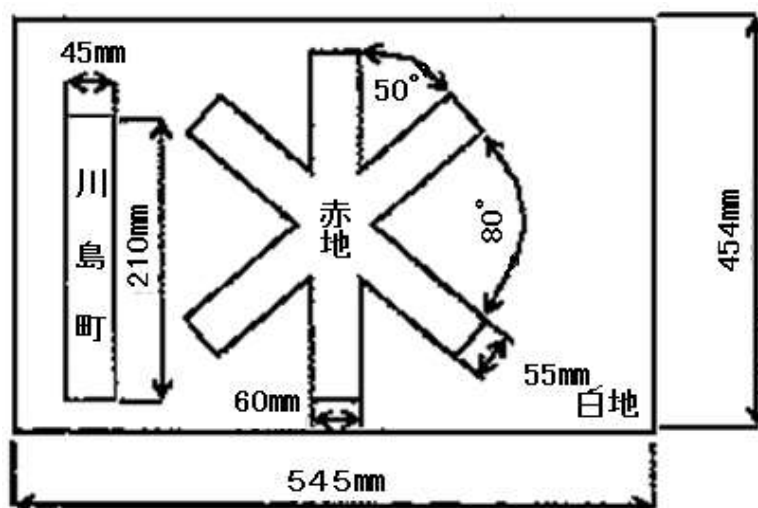
水 防 信 号			
警 鐘 信 号	サイレン信号	発するとき	措置事項
第1信号 ●休止 ●休止 ●休止	5 15 5 15 5 15 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ●休止 ●休止 ●休止	河川の水位が警戒を要する水位に達したとき。	区域内の居住者に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2信号 ●—●—● ●—●—●	5 6 5 6 5 6 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ●休止 ●休止 ●休止	水防管理者から洪水等のおそれがある旨の警告があったとき	水防団員及び消防機関に属する者を招集し、河川の警戒にあたる。
第3信号 ●—●—●—● ●—●—●—●	10 5 10 5 10 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ●休止 ●休止 ●休止	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	必要により、区域内に居住する者の出動を求める。
第4信号 乱 打	60 5 60 5 秒 秒 秒 秒 ●—休止 ●—休止	洪水等が著しく切迫し、区域内の居住者を避難させる必要があると認めたとき。	必要と認める区域内の居住者を避難のため立ち退くことを指示する。

地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続するものとする。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するも妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

法第18条の規定による水防標識は、水防に関する規則（昭和25年2月7日埼玉県規則第4号）第4条により次図のとおりとする。



※寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

			第			号		
身 分 証 明 書								
下記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。								
職 名								
氏 名								
						年 月 日生		
交 付		年 月 日						
有効期限		年 月 日から		年 月 日まで				
水防管理者								
川島町長						印		

(裏)

○水防法抜粋

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

第 1 2 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力

12.1.1 関東地方整備局の協力

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.1.2 埼玉県の協力

河川管理者埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.2 水防管理団体相互の応援

水防管理者は水防機関の相互協力応援について法第 23 条第 1 項の規定に基づき、分担区域に危険のない限り相互に応援する外、当該区域において調達することが不可能な水防資材についても併用の便を図るものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者、水防のため水防区域への立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導、緊急輸送等必要があると認めるときは、東松山警察署長に対して警察官の出動を要請するものとする。その方法等については、あらかじめ東松山警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.5 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

（１）水防連絡会

町は、県や国土交通省荒川上流河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

（２）ホットライン

町は河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.6 川島町建設業協会に対する協力要請

町は台風、地震災害・風水害等に関する協定書に基づき、大雨等の災害対策に係る応急対応について、川島町建設業協会に協力要請をするものとする。協力要請により要した費用の負担については、契約又は相互間の協議により定める。

12.7 その他、災害時における協定締結に基づく協力要請

町は台風、地震災害・風水害等に関する協定書に基づき、大雨等の災害対策に係る応急対応について、協定締結先に協力要請するものとする。

協力要請による要した費用の負担については、契約又は相互間の協議により定める。

12.8 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水

防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書	日本水道協会埼玉県支部西部地区会員都市	昭和 54 年 3 月 1 日	相互応援
災害時における航空機の優先利用に関する協定	本田航空株式会社	平成 7 年 6 月 30 日	被害状況調査、物資輸送、救援活動等の優先利用
大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村	平成 8 年 3 月 1 日	相互応援
災害時における相互応援に関する協定	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町	平成 10 年 6 月 1 日	相互応援
災害時における相互応援に関する協定	栃木県芳賀町	平成 17 年 8 月 23 日	相互応援
災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成 18 年 2 月 27 日	民間賃貸住宅の提供支援
地震災害・風水害等に関する協定	川島町建設業協会	平成 18 年 8 月 30 日	情報収集パトロール、応急復旧工事
災害時等における物資供給等の協力に関する協定	株式会社カインズ	平成 18 年 11 月 30 日	物資供給
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	平成 19 年 5 月 1 日	相互応援
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県、埼玉県内市町村及び関係一部事務組合	平成 20 年 7 月 15 日	相互応援
災害時等における主食供給等の協力に関する協定	埼玉中央農業協同組合	平成 20 年 11 月 19 日	主食供給

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
災害時等における主食供給等の協力に関する協定	敷島製パン株式会社東京事業部	平成 22 年 1 月 15 日	主食供給
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成 22 年 1 月 26 日	電気設備等の復旧活動
災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定	東京電力株式会社川越支社	平成 22 年 11 月 15 日	情報提供、物資提供、電力復旧
災害時の情報交換等に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 22 年 12 月 14 日	情報交換
災害時における物資の輸送に関する協定	社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部	平成 24 年 2 月 23 日	物資輸送
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社営業本部埼玉第二支社	平成 24 年 4 月 10 日	物資提供
災害時等における物資の供給に関する協定	埼玉中央農業協同組合、まるや石油株式会社、有限会社笛木油店	平成 24 年 5 月 24 日	燃料供給
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人ウイング 障害者福祉サービス多機能型事業所ワーク&ライクのびっこ、医療法人啓仁会 平成の森・川島病院、社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホーム永楽園、社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホームひまわり、社会福祉法人川島町社会福祉協議会	平成 24 年 6 月 5 日	福祉避難所としての施設利用
災害時における遺体の収容等に	埼玉中央農業協同組合	平成 24 年 12 月 26 日	遺体の収容等

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
関する協定			
災害時における遺体の収容等に関する協定	株式会社花恒	平成 25 年 11 月 15 日	遺体の収容等
災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	一般社団法人埼玉県建築士会比企支部	平成 27 年 3 月 30 日	被災建築物応急危険度判定士の派遣
地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	平成 27 年 3 月 30 日	地域貢献型広告の掲載
災害時における避難場所相互利用に関する協定	上尾市 桶川市 北本市	平成 27 年 4 月 13 日 平成 27 年 4 月 23 日 平成 27 年 7 月 1 日	避難場所の相互利用
協定名	締結先	締結年月日	協定内容
災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム北関東	平成 28 年 3 月 1 日	災害情報の放送
災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定	埼玉中央農業協同組合	平成 28 年 11 月 15 日	救援物資及び調達物資等の受入れ場所の提供、人的応援、資機材の提供、物資輸送
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 28 年 11 月 15 日	被災者等からの相続・不動産登記等の相談への支援
災害時における LP ガスの優先供給に関する協定	一般社団法人埼玉県 LP ガス協会東松山支部	平成 29 年 2 月 17 日	災害発生時の LP ガスの優先的供給
災害時における家屋被害認定に	埼玉土地家屋調査士会	平成 29 年 2 月 17 日	災害発生時の埼

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
関する協定			玉土地家屋調査士会の会員の派遣
災害発生時における川島町と郵便局の協力に関する協定	川島郵便局 川島三保谷郵便局	平成 29 年 3 月 17 日	災害発生時における、郵便局の郵便、貯金、保険等のサービスや構築しているネットワークを活用した協力
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社	平成 29 年 4 月 17 日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社オータ	平成 30 年 1 月 11 日	洪水発生時、一時的に施設を開放し、避難者の受入に協力。
災害時におけるバス利用に関する協定	一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会	平成 30 年 2 月 26 日	災害時に、バスを、要支援者等の避難所への輸送や、避難施設として利用する。
無人航空機の活用に関する包括連携協定	吉田測量設計(株)、(株)ミカミ・アイエヌジー川島支店、光和測量(株)	平成 30 年 3 月 23 日	町内測量会社 3 社が所有する無人航空機(ドローン)を災害時の被害状況調査や、町

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
			P R 事業・観光事業等の町事業に活用する。
災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定	西尾レントオール株式会社 関越営業部	平成 30 年 11 月 7 日	災害時におけるレンタル機材の供給
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	有限会社 みどりの郷あすか 対象施設：みどりの郷あすか川島 対象施設：みどりの郷あすか東松山	令和 2 年 3 月 23 日	福祉避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社 平和アルミ製作所 対象施設：ヘイワールド(北本市)	令和 2 年 3 月 23 日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社 第一住宅 対象施設：第一プラザ坂戸 1000(坂戸市)	令和 2 年 3 月 23 日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	N E X U S 株式会社 対象施設：D' STATION 坂戸店(坂戸市)	令和 2 年 3 月 23 日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社 協同商事 対象施設：COEDO クラフトビール醸造所(東松山市)	令和 2 年 3 月 25 日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	公益財団法人埼玉県緑地協会	令和 2 年 6 月 22 日	洪水発生時の一時避難所として

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
	対象施設：埼玉県こども動物自然公園		の施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社プリンス 対象施設：パーラーE X 滑川店	令和2年6月24日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	吉原産業株式会社 対象施設：ノア東松山店	令和2年6月24日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社エスタディオ 対象施設：エスタディオ東松山店	令和2年6月29日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	学校法人山村学園山村学園短期大学	令和2年7月30日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	埼玉県立松山女子高等学校	令和2年8月5日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	学校法人大東文化学園 対象施設：大東文化大学緑山キャンパス	令和2年8月25日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
災害時における避難場所等の施設利用に関する協定	紅屋ホールディングス株式会社	令和2年9月26日	災害時の一時避難所としての施設利用
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年11月18日	災害に係る情報発信等
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和2年11月20日	災害時における移動式宿泊施設

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
			等の利用
災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	令和2年11月26日	被災者の全般的な相談
災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人比企医師会	令和3年3月18日	災害時の医療体制
洪水時等における施設利用に関する協定	国土交通省関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所	令和3年5月25日	洪水時等の一時避難所としての施設利用
災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定	株式会社川口自動車工業	令和3年5月31日	自走式仮設水洗トイレの利用
災害時等における施設の提供協力に関する協定	株式会社プロロジス	令和3年5月31日	災害時等における施設の一時利用
水害時における広域避難場所に関する協定	鶴ヶ島市 対象施設：鶴ヶ島グリーンパーク	令和3年7月8日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサシ王子コンテナ株式会社	令和3年8月5日	段ボールベット等の物資提供
災害時の医療救護活動に関する協定	東松山薬剤師会 小川薬剤師会	令和4年3月30日	薬剤医療救護班の派遣
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	比企郡市歯科医師会	令和4年3月30日	歯科医療救護班の派遣
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和4年6月24日	避難所空き状況の情報発信
災害時におけるレンタル機材及び衛生サービス等の提供に関する協定	株式会社ダスキンくりはら	令和4年11月14日	資機材及び衛生サービスの提供

協定締結先一覧

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
災害時における支援物資受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和 5 年 3 月 29 日	支援物資の受入及び配送
洪水時等における施設利用に関する協定	埼玉県大宮公園事務所	令和 5 年 7 月 3 日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	株式会社 セキ薬局	令和 6 年 1 月 12 日	医薬品や応急生活物資の提供

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本町の水防に要する費用は、法第 41 条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証

川島町水防団 ○○○長

氏名

上記の者に××区域における水防法第28条第2項の権限行使を委任することを証明する。

年 月 日

川島町水防管理者

川島町長

印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号			
公 用 負 担 命 令 書				
目的物	種類	員数		
負担の内容、使用	収用	処分等		
年 月 日				
様				
川島町水防管理者				
川島町長				
印				

(4) 損失補償

本町は、公用負担の権限の行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 4 章 水防報告

14.1 水防記録

水防作業員が出勤したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並び警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名、海岸名及びにその箇所
- ③警戒出勤及びに解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出勤時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量並び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

情報連絡責任者（総務課長）は、次の報告を遅滞なく所定の様式により東松山県土整備事務所長へ報告する。様式（様-75～様-76）

ア）水防活動実施報告

- ・水防活動の開始時、終結時に報告。
- ・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告。
- ・破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第、報告。

イ）活動内容報告

- ・水防活動の終結後に報告。

第15章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。また、令和元年東日本台風を教訓とし、洪水時に迅速・的確に対応できるよう豪雨による出水を想定した訓練を実施する。

実 施	実 施 場 所	参加人員	訓 練 内 容
5 月 26 日	川島町大字釘無地先 (入間川左岸・釘無水防倉庫付近堤防)	約 100 人	講習会及び演習

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水対応

(1) 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本町に関係する浸水想定区域図は次のとおりである。

- ・荒川水系荒川及び入間川流域浸水想定区域図（平成 28 年 5 月 30 日指定：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所）
- ・市野川浸水想定区域図（平成 21 年 3 月 24 日指定：埼玉県）

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))）でその利用者の洪水時、内水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅

速な避難を確保する必要があると認められるもの

- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

本町の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

- ⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（３）洪水ハザードマップ

本町では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

（４）要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第１５条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

（５）大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第１５条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところに

より、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第17章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。